

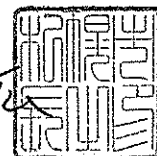


札幌市環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月3日

札幌市長

秋元克彦



札幌市条例第37号

札幌市環境影響評価条例の一部を改正する条例

札幌市環境影響評価条例（平成11年条例第47号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条第2項中「第53条第3項」を「第53条第2項」に改める。
- (2) 第53条第1項を削り、同条第2項中「第52条」を「前条」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の札幌市環境影響評価条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に準備書の公告をする事業について適用し、施行日の前日までに準備書の公告をした事業については、なお従前の例による。
- 3 札幌市環境影響評価条例第5条第2項において準用する同条例第4条第2項から第4項までの規定による技術指針の変更（放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）及び土壌の汚染に係るものに限る。）は、この条例の施行前においても行うことができる。